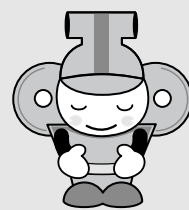


ストリップ!

滞納



11月から1月までは、滞納整理強化期間です。

納税は国民の三大義務のひとつとして、憲法に定められています。市税の納税も納期までに納めなければなりません。

市のまちづくりや市民サービスは、市民のみなさんから納めていただいた市税をもとに行われています。

この大切な市税は、ほとんどのみなさんが納期内に納めてくださっていますが、納税を怠っている滞納者も一部に見受けられます。

このため、市では市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の滞納者に対して、きちんと納税をしている人との公平性を確保するために、滞納整理強化期間を定めて、取り組みの強化を進めています。

この取り組みは、埼玉県及び県内の全市町村と共同して実施しています。

市ではこの期間中、平日夜間や休日における納税相談窓口の開設及び電話による納付催告を実施します。

納税の意思のない滞納者については、給与・預貯金・生命保険・不動産・自動車などの財産の差押えを実施します。市税が未納になつていない人は、早急に納税をお願いします。

◆差押えなどは相談せずに実施します

財産の差押えは、国税徴収法の規定に基づき行うもので、事前に滞納者に相談することはありません。

また、財産を発見することができない滞納者に対しては、滞納者の了解を得ることなく、国税徴収法の規定に基づき、自宅などを検索する場合があります。

★収納課 ☎ 1120

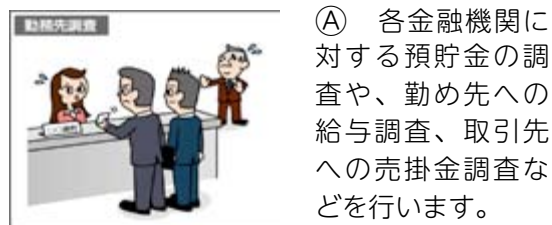
滞納処分についてお答えします

◎ どのような財産を差押えるのですか。

① 給与、預貯金、生命保険、売掛金、不動産、自動車、動産（貴金属類、腕時計、ハンドバック等）などの財産を差押えします。



◎ どのようにして、財産を調査するのですか。



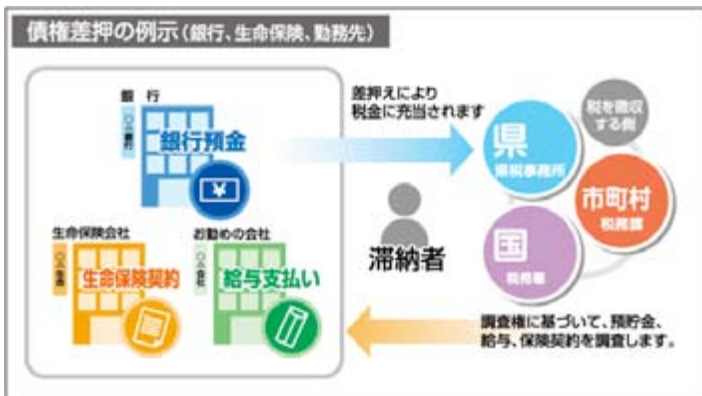
① 各金融機関に対する預貯金の調査や、勤め先への給与調査、取引先への売掛金調査などを行います。

◆市が実施した平成22年度の差押え件数

(1) 所得税還付金	129件
(2) 給与	7件
(3) 預貯金・生命保	261件
(4) 不動産	21件
合計	418件

◎ 税金を納めない場合の滞納処分とは、どのようなことですか。

① 税金は、各納期内に納めていただくものですが、遅れると、督促状や催告書が送られます。それでも納付がない場合は、他の納税者との公平性を保つため、財産の差押えを実施します。そして、差押えた財産を公売等によりお金に換えて、滞納の税金にあてます。この一連の事務手続きを「滞納処分」といいます。



◎ 財産が発見できない場合はどうするのですか。

① 各調査で財産が発見できない場合には、警察官等の立会いのもと、複数の市役所職員が自宅や店舗などを訪れて捜索を実施し、直接財産を差押える場合があります。





平成24年度市民税・県民税の 主な税制改革についてお知らせします

★課税課 ☎② 1 1 2 3

○扶養控除の見直し

所得税については、既に23年分から変更になっていますが、市民税・県民税は、24年度分から変更になります。

①年少扶養控除の廃止

扶養親族のうち、0歳から15歳までの人に対する年少扶養控除（控除額33万円）が廃止されます。

②特定扶養控除の変更

扶養親族のうち、16歳から18歳までの人に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が45万円から一般扶養と同じ33万円に変更になります。

※19歳から22歳までの扶養親族に対する控除額は変更がありません。

■改正後の扶養控除

区 分	控除額
年少扶養（0歳～15歳）	0円
一般扶養（16歳～18歳）	330,000円
特定扶養（19歳～22歳）	450,000円
一般扶養（23歳～69歳）	330,000円
老人扶養（70歳以上）	380,000円

○寄附金税額控除の拡充

寄附金税額控除の適用下限額が2千円（改正前5千円）に引き下げられ、より少額の寄附でも税額控除の対象となるように拡充されました。

平成23年中に行った寄附金から適用になります。

■控除額の計算

『寄附金－2,000円』×10%（県民税4%+市民税6%）を所得割から税額控除

■控除対象限度額

総所得金額等の30%



※寄附金税額控除を受けるためには

- ・所得税の確定申告をしてください。
- ・所得税が非課税で住民税のみ課税となる人は、市県民税申告をしてください。
- ・申告の際には、寄附金受領証明書（領収書）等が必要です。
- ・申告書には受領証明書（領収書）等に記載されている寄附先の法人名、法人の所在地、寄附金額を記載してください。

◆12月17日(土)・18日(日) 休日収納窓口を開設します

※市役所へ来庁の際は、庁舎東側の夜間休日受付通用口を、総合支所へ来庁の際は、正面玄関をご利用ください。

時 間	業務内容	窓 口	お問い合わせ
午前8時30分～ 午後5時15分	市税の収納・相談	収納課（市役所1階）	☎② 1 1 2 0
		市民福祉課税務係（総合支所1階）	☎⑦ 1 3 3 1（内線322）
	介護保険料の納付・ 相談	介護いきがい課（市役所1階）	☎② 1 7 1 9
		市民福祉課福祉係（総合支所1階）	☎⑦ 1 3 3 1（内線313）
	後期高齢者医療保険 料の納付・相談	保険課（市役所1階）	☎② 1 1 1 6
		市民福祉課保険子育て係（総合支所1階）	☎⑦ 1 3 3 1（内線315）
保育料の納付・相談	子育て支援課（市役所1階）	☎② 1 1 2 8	
	市民福祉課保険子育て係（総合支所1階）	☎⑦ 1 3 3 1（内線316）	

◆12月15日(木)・16日(金)

市税の夜間納税相談を行います

時間 午後8時まで

場所 収納課（市役所1階）
市民福祉課税務係（総合支所1階）

◆市税の納税は、金融機関以外にコンビニエンスストアでもできます

市税の納税は、市から送付した納税通知書に記載された金融機関で納めてください。

また、全国の主なコンビニエンスストアでも、納付できます。